

# 終了に関する課題

宮本 誠子

## 目次

1. 委託者兼当初受益者の成年後見人による信託の終了
  - (1) 問 題
  - (2) 成年後見人の権限と義務
  - (3) 遺言の撤回との関係
    - 1) 残余財産受益者が指定された場合
    - 2) 帰属権利者が指定された場合
  - (4) 善管注意義務違反
  - (5) 小 括
2. 委託者兼受益者の死亡と相続との関係
  - (1) 問 題
  - (2) 残余財産受益者/帰属権利者をSの相続人と定める
  - (3) 残余財産受益者または帰属権利者を委託者と定める
    - 1) 残余財産受益者が委託者と指定された場合
    - 2) 帰属権利者が指定された場合
  - (4) 委託者兼受益者Sの死亡を信託の終了事由とはせず、委託者兼受益者の死亡により、受益権を相続させる

## 1. 委託者兼当初受益者の成年後見人による信託の終了

### (1) 問 題

本報告では、高齢者を委託者とする家族間信託の終了に関する課題を二つ扱います。

第一に採り上げるのは、委託者兼受益者が設定していた信託を、委託

者兼受益者の成年後見人が終了させられるのかという問題です。

高齢者を委託者兼当初受益者とする家族間信託は、委託者兼当初受益者の判断能力が近い将来低下することを念頭において、高齢者自身の生活の維持のため、あるいは、高齢者が有する財産の管理のために設定されることが少なくありません。例えば、高齢者が賃貸不動産を有しており、その管理運用を継続しながら、当該不動産を推定相続人の一人に承継したいと考える場合、信託のしくみを使うのが有用です。また、高齢者やその家族にとって特に重要な財産が存在し、高齢者自身、判断能力の低下を原因として、その重要な財産を不適切に処分することはあらかじめ回避したいと考える場合にも、財産が移転する信託のしくみが利用されます。

具体的には、高齢の親Sを委託者兼当初受益者、Sの子Tを受託者として信託契約が締結される場合です。さらに、Sの死亡を信託の終了事由とし、Tを残余財産受益者または帰属権利者と定める条項が含まれます。

他方で、高齢者がその家族との間で信託を設定する場合、通常は、自己の全財産をその対象とするのではなく、信託によることが適当な財産のみを信託財産とします。そうすると、高齢者自身になお帰属する財産が存在し、こうした財産の管理の必要性から成年後見人が選任されることもございます。そして、選任された成年後見人は、高齢者の財産管理の一環として、信託に関与することになります。

そこで、成年後見人による家族間信託への関与について、信託の終了の場面を特に採り上げながら、整理を試みたいというのが第一のテーマです。

## (2) 成年後見人の権限と義務

成年後見人の側からみると、検討の視点は二つ、成年後見人の権限についてと、義務についてが考えられます。権限と義務については後見の議論においても、それほど必ずしも明確に区別されているわけではなく、本報告も、成年後見人の権限・義務の枠組みを示すものではありません

が、本報告では、次のような視点から分析したいと思います。

まず、成年後見人の権限についてです。成年後見人は、成年被後見人の財産につき包括的な財産管理権、代理権を有します（民法859条）。信託法164条1項によれば、委託者兼受益者は信託をその意思によりいつでも終了させることが可能であり、成年後見人は一般的には委託者兼受益者を代理して信託を終了させることができます。また、家族間信託では、判断能力の低下した委託者兼受益者が信託を不合理に変更したり終了させたりしないよう、本人を保護する趣旨で、信託の変更または終了は「受益者と受託者の合意」で行う旨の定めが置かれることが少なくありませんが、このような定めがある場合には、成年後見人が委託者兼受益者を代理して、受託者と合意することができる、こういった権限は基本的に有していると言えるでしょう。

ただ、高齢者を委託者兼当初受益者とする家族間信託では、通常、高齢者の死亡を信託の終了事由とする条項、そして、終了後の残余財産受益者または帰属権利者を指定する条項が含まれます。つまり、信託には、高齢者の死亡を原因とする財産承継機能が含まれており、成年後見人がそのような信託を終了させられるのかが問題となります。

次に、成年後見人の義務についてです。成年後見人は、後見事務の遂行にあたって、善管注意義務を負い（民法869条、644条）、この善管注意義務の内容として、民法858条は、成年後見人が、本人の意思を尊重するとともに、その心身の状態および生活の状況に配慮すべき義務を負う旨を定めています。そこで、成年後見人が信託を終了させることあるいは信託を終了させないことがどのような場合に善管注意義務違反に当たるのかが問題となります。

### （3）遺言の撤回との関係

#### 1）残余財産受益者が指定された場合

委託者の死亡を信託の終了事由とする家族間信託において、信託終了後の残余財産につき残余財産受益者を定める条項があれば、残余財産受益者も受益者であるため、信託法90条1項1号の定める「委託者の死亡

の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託」または同項2号の定める「委託者の死亡の時に以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託」に該当すると考えられます。そして、信託法90条の定めるいわゆる遺言代用信託については、成年後見人による終了が認められるのかが、議論されてきました。

学説上まず指摘されてきたのが、成年後見人による遺言の撤回が認められないこととの対照です。遺言代用信託における受益者変更権を成年後見人が代理行使することや、遺言代用信託を成年後見人が代理して終了することは、実質的に成年後見人による遺言の撤回を認めるのと同様の結果となるため認められないとの見解に結びついています。

確かに、成年後見人による「遺言」の代理は認められていません。条文上明らかにされているわけではありませんが、「遺言の本質上、承認しえない」、遺言は「代理に親しまない一身専属的な意思表示」と解されてきました<sup>(1)</sup>。また、遺言の方式要件も、遺言者の自書、遺言者の口授などを要求することで、遺言者の真意を確認するものとなっており、代理によることは想定されていません。

では、「遺言の撤回」についてはどうかをみてみますと、遺言の撤回は、まずは、民法1022条により、遺言の方式にしたがうこととされています。成年後見人は、遺言を代理してすることができない以上、遺言による遺言の撤回を代理することは許されません。また、成年被後見人がした遺言が、成年後見人が代理してした遺言で撤回されることもあり得ないといえましょう（民法1023条1項）。

しかし、民法1023条2項により、遺言は、遺言後の生前処分等と抵触する場合にも、撤回したものとみなされます。そして、成年後見人が、成年被後見人のしていた遺言にかかる遺贈の目的物を、成年後見人の生前に、成年後見人を代理して処分することはあり得るところです。この処分行為自体は有効であり<sup>(2)</sup>、遺言としては、その効力や執行の問題が残るにすぎません。そうだとすると、成年後見人による遺言の撤回が認められないことをもって、直ちに、成年後見人の信託の終了の代理行使が

## 終了に関する課題

許されないということにはならないと考えられます。

遺言代用信託においては、成年後見人による受益者変更権の代理行使の可否が論じられ、その延長で、信託の終了の代理行使の可否が検討されることがありますが、受益者変更権の行使は、最終的に死因処分するということは維持したまま、受益権者を変えるものであるのに対し、信託の終了は、終了することで残余財産が委託者に戻るという場合、死因処分をやめることに相当するという違いがございます。

そうすると、受益者変更権の代理行使を認めることは、実質的に成年後見人による「遺言」の代理を認めることになるため、許されないのに対し、信託の終了は、遺言でいえば、遺言の撤回に当たり、成年後見人による代理行使は否定されるものではありません。

家族間信託では、信託が委託者の生前に終了する場合には、残余財産受益者を委託者とするという定めを置くことが多く、成年後見人には、信託終了の代理権限があると言えるでしょう。また、そのような定めがないケース、すなわち、委託者Sの死亡を信託の終了事由としつつ、Tを残余財産受益者と定める条項のみが存在し、信託が委託者の生前に終了した場合の、残余財産について何らの定めがないケースにおいて、残余財産を本人に戻すには、終了に先立ち、受益者変更権を行使して、残余財産受益者をSとする必要がありますが、これも、死因処分をやめることに相当するため、成年後見人には、その代理権限があると考えられます。

### 2) 帰属権利者が指定された場合

次に、帰属権利者が指定された場合につきまして、委託者の死亡を信託の終了事由としつつ、終了後の帰属権利者を指定している信託においても、「信託を委託者の生前に終了させる場合、帰属権利者を委託者とする」という定めがあれば、信託を終了させることは、死因処分をやめることに相当するため、成年後見人の代理権限は否定されないと考えられます。

生前終了の場合に、帰属権利者を委託者とするという定めがなければ、

まず、帰属権利者を変更しなければなりません。帰属権利者の変更は、信託の変更の方法による必要があります。

信託の変更は、まずは、信託法149条1項前段によれば、委託者兼受益者と受託者との合意によることとなります。また、149条3項1号により、受託者の利益を害しないことが明らかである場合に当たるとして、委託者及び受益者の合意に基づく受託者に対する意思表示によってなすことも可能だと考えられます。というのも、ここでいう受託者の利益に、Tが帰属権利者として信託終了時に残余財産を取得できるような利益は含めるべきではありませんし、また、帰属権利者がT自身でなくなったとしても、Tが信託の終了後に清算受託者としてすべき事務処理が変わるというべきではないため、受託者の利益を害しないことが明らかな場合に当たると考えられるからです。そうすると、成年後見人は委託者兼受益者を代理して、受託者に対し、帰属権利者を変更する旨の意思表示をすることで、信託を変更する権限があるということが出来ます。

もちろん、家族間信託では、信託の変更には委託者兼受益者と受託者との合意によるとの別段の定めと置くケースが多くみられるところですが。判断能力が低下した委託者兼受益者がその意思表示により不適切に信託の仕組みを変更しないようという趣旨ですが、そのような定めがある場合には、信託法149条4項により、信託行為の定めに基づいて、成年後見人には、受託者との合意のために、委託者兼受益者を代理して意思表示をする権限があることとなります。

#### (4) 善管注意義務違反

ただ、このように、成年後見人の権限が否定されないとしても、成年後見人は、後見事務の遂行にあたって、善管注意義務を負います。具体的には、成年被後見人の意思に十分配慮する義務を負い、とはいえ、必ずしも成年被後見人の意思に従って職務を遂行しなければならないというのではなく、身上に配慮した判断をおこなう義務を負うこととされています。

成年後見人の行動基準としては、一般的には、<sup>(3)</sup>「まず、意思尊重義務

## 終了に関する課題

より、本人の意思や意向が明確であれば、原則として本人の意思・意向を優先させる。本人の意思決定支援を十分にしたとしても、意思・意向が明らかにならない場合、本人の推定的意思、すなわち、現時点でまだ十分な判断能力があれば有したであろう意思に基づいて判断する。その推定は、判断能力を喪失する前の本人の意思、選考、価値観等に基づいて行う。」ということになるでしょう。

ただし、成年後見人には身上配慮義務もあり、本人の生命・健康にとって明らかに問題がある場合や、本人の生活の基盤を明らかに失わせるものである場合には、本人の意思・意向に反してでもせざるを得ません。

このことを、家族間信託について考えると、まず、本人への意思決定支援をしたうえで、現時点における本人の意思・意向によることになり、本人が信託終了の意思を有していれば、成年後見人は、本人に財産が戻るという形での終了をしなければなりません。ただ、家族間信託は、本人がその時点で希望した財産管理・財産承継を実現させるために、あえて信託という方法を選択して締結するという場合が多く、信託が本人の意思・意向に従って設定されている以上は、その後に、本人が信託を終了したいという意思・意向を有している場合は少ないと考えられます。

また、現時点における意思・意向が明らかでなく、本人の推定的意思を考慮するとしても、通常は、本人の意思により信託が設定されている以上、信託を終了したいという意思・意向があると判断される場合はまれだと考えられます。

そうすると、成年後見人には、信託を終了させる権限があるとしても、本人が信託を終了したいという意思・意向を明確に示しているのではない限り、成年後見人が信託を終了させることは、意思尊重義務違反に該当する可能性があります。

もちろん、義務違反に該当するとしても、成年後見人によってなされた行為自体は有効だと解されているため、成年後見人の損害賠償責任の問題、成年後見人の解任事由（民法846条）の問題にしかならず、さらに、これらを誰が請求するのかという問題は残ります。ただ、信託を設定しているような成年被後見人には、専門職後見人が選任されることが多く、

義務違反や解任事由に該当すること自体が、不適切な信託の終了を防ぐ意味があると考えられます。

次に、本人が信託を終了する意思・意向を有していないとしても、信託が、本人の生活の基盤を明らかに失わせるものである場合、例えば、不動産管理をメインに信託を設定したが、何等かの事情により、信託設定後、本人の手元に残っていた預貯金や金銭等が不足してしまうこととなり、本人の手元に財産が残っておらず、本人が生活に困っているという場合においては、成年後見人は、信託を終了させなければならず、信託を終了させないことは、身上配慮義務違反に該当する可能性があります。

## (5) 小 括

成年後見人は、成年被後見人のした信託に関与し、成年被後見人に財産を戻すために信託を終了させる権限も有すると考えられますが、信託を不適切に終了させることは、成年後見人の義務違反に当たる可能性があります。

そうすると、成年後見人としては、委託者兼受益者が信託を終了させる意思・意向を明らかにしている場合でなければ、まずは委託者兼受益者に代わり、信託を監督すること、そして、受託者が適切な行為をしていない場合には、まずは、受益債権を代理行使し、次に、受託者の解任を検討することになります(信託法58条1項)

他方で、本人が信託を終了させる意思・意向を明らかにしている場合や、そうでなくても、本人の生活に必要性がある場合には、信託を終了させなければなりません。この際、たとえ、信託の財産承継機能が含まれていても、また、それがいかなる内容のものであっても、財産を本人に戻すための終了については、認められると考えられます。

## 2. 委託者兼受益者の死亡と相続との関係

### (1) 問 題

次に、委託者兼当初受益者の死亡と相続との関係と採り上げます。

## 終了に関する課題

委託者兼受益者の死亡を終了事由と定める信託では、委託者兼受益者の死亡をもって、信託財産が清算され、最終的に、残余財産受益者または帰属権利者に対して残余財産を給付することになります。そのため、このような信託には、委託者兼受益者の死亡を原因とする財産承継の機能が含まれていると言えます。

しかし、家族間信託の実務では、委託者兼受益者が信託に死因による財産承継の機能を望まないケースがあると言われます。信託は専ら自身の認知症対策として利用したい、財産承継のことまで考えていないというケース、また、より積極的に、信託によって財産承継させることを望んでいない、法定相続でよい、あるいは、相続人間での遺産分割に任せたいと考えているケースです。

そこで、委託者兼受益者の死亡を終了事由とする信託において、財産承継の機能を持たせないということの可否について、具体的事例を順に検討したいと思います。

### (2) 残余財産受益者/帰属権利者をSの相続人と定める

まず、死亡時点での法定相続人全員に帰属させる方法としまして、残余財産受益者または帰属権利者を相続人と定めておくことが考えられます。

ただ、この方法では、相続人らは、残余財産受益債権または残余財産給付債権を相続により取得するのではなく、あくまでも、信託行為の定めにより取得するため、遺産分割の対象とはなりません。相続人全員で取得している以上、相続人の一人が特に多くの財産を取得した場合には当たりませんから、遺産分割の際に、特別受益に準ずる扱いをすることもありません。

### (3) 残余財産受益者または帰属権利者を委託者と定める

#### 1) 残余財産受益者が委託者と指定された場合

そこで、次に、残余財産受益者または帰属権利者を委託者と定めておくことは可能かが問われます。この点については、残余財産受益者また

は帰属権利者は信託終了前に権利を有するのか否か、委託者の死亡を信託の終了事由とする場合はどうなのかが関連すると考えられます。

まず、残余財産受益者が指定された場合につきまして、一般に、信託行為において残余財産受益者が指定されていれば、信託の効力発生時から、残余財産受益権が生じており、残余財産受益者は、信託の設定により当然に残余財産受益権を取得します。その残余財産受益権には、残余財産受益債権が含まれるものの、残余財産受益債権は、信託の終了事由が生じた後、信託の清算段階以降で、行使し得るものとされます。

その上で、委託者の死亡を信託の終了事由とする条項がある場合には、残余財産受益者を指定する定めは、「委託者の死亡の時以降に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定め」(信託法90条1項2号)または「委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定め」(信託法90条1項1号)に当たります。

そうすると、前者、信託法90条1項2号に当たる場合には、通説的見解によれば、残余財産受益者は、委託者の死亡前から残余財産受益権を取得しており、受益権には、信託財産に係る給付を受ける権利である残余財産受益債権が含まれるところ、残余財産受益債権は、委託者の死亡時までは行使できず、死亡後に行使し得ることになります。

つまり、相続に関していえば、委託者は、信託の終了前から、残余財産受益権を有しており、これが相続の対象となると考えられる。そして、委託者の相続人は、残余財産受益権という受益者の地位を承継するところ、この受益権をもとに、信託終了時に、残余財産受益債権が当然に生じます。また、委託者の相続人らは、残余財産受益権を準共有すると考えられ、遺産分割の対象となります。

これに対し、信託法90条1項1号に当たる場合には、残余財産受益者が残余財産受益権を取得するのは、委託者の死亡の時です。残余財産受益者として指定された委託者は、生前には残余財産受益権を取得しておらず、当然、残余財産受益債権も持ちません。そして、委託者が死亡して、信託が終了した際には、残余財産受益権及び残余財産受益債権の帰属が問題となりますが、信託行為で定められた委託者Sは既に死亡して

## 終了に関する課題

いるため、帰属先がないという課題が出てきます。

もちろん、信託行為の定めから、Sの相続人に帰属させる趣旨と解釈できる場合には、Sの相続人を残余財産受益者とする旨の定めがあるものと扱うことが考えられます。しかし、そうでなければ、残余財産受益者の定めはないものと解され、信託法182条2項にいう「定めがない場合」に該当することになります。前者の場合、つまり、Sの相続人に帰属させる趣旨と解釈できる場合は、相続人らは残余財産受益権を信託行為の定めにより取得することになります。後者の場合、つまり定めがないとされる場合は、182条2項に基づき、委託者の相続人らを帰属権利者とする定めがあったとみなされるため、相続人らが帰属権利者として、残余財産給付債権を取得することになります。いずれにしても、相続による承継ではありません。

### 2) 帰属権利者が指定された場合

次に、帰属権利者が指定された場合についてです。帰属権利者は、信託の存続中・終了前には、受益者としての権利を有さず、信託の終了後、清算段階になって受益者とみなされるにすぎません(信託法183条6項)。

信託が終了して初めて、帰属権利者が残余財産給付債権を取得するところ、委託者の死亡を信託の終了事由とする信託においては、信託行為で定められた委託者Sは、信託終了後には既に死亡しているため、残余財産給付債権の帰属先がないという問題が生じます。

仮に、信託行為の定めで帰属権利者と書かれていたとしても、それが、信託終了前にも受益者としての権利を有するような、信託法90条1項2号のほうの残余財産受益者という趣旨なのであれば、条項を、「残余財産受益者」と解釈することで、上記1)の、2号のほうの処理をすることが考えられます。

また、信託行為の定めから、委託者の相続人に帰属させる趣旨と解釈できる場合には、委託者の相続人を帰属権利者とする旨の定めがあるものと扱うことも考えられます。

しかし、そうでない限り、帰属権利者の定めはないものと解され、信

託法182条2項に基づき、委託者の相続人らを帰属権利者とする定めがあったとみなされるため、相続人らが帰属権利者として、残余財産給付債権を取得することになります。

他方、学説には、委託者の死亡を信託の終了事由としつつ、委託者を帰属権利者と定める信託において、帰属権利者としての権利・地位の承継を示唆するものもあります<sup>(5)</sup>。委託者自身が、自分の死亡を信託の終了事由としつつ、終了時には自身に残余財産給付債権が帰属するという設定をしている点に着目したものではないかと考えられ、仮にこのようなものが観念できるとすれば、委託者の相続人らは、帰属権利者としての地位あるいは権利を相続し、準共有すると考えられるところですが、この点を明らかにすることは今後の課題の一つとさせていただければと存じます。

(4) 委託者兼受益者Sの死亡を信託の終了事由とはせず、委託者兼受益者の死亡により、受益権を相続させる

最後に、委託者兼受益者Sの死亡を信託の終了事由としないことで、受益権を消滅させないまま、委託者兼受益者の死亡により、被相続人たる委託者兼受益者の有する受益権を相続させるという方法を採用上げます。Sの死亡を終了事由としない場合には、Sの相続財産には、受益権が含まれ、相続人が複数いれば、準共有となります。また、受益権が遺産分割の対象となり、相続人らは、遺産分割協議によって受益権の帰属を決めることになります。

信託の終了事由としては、Sの死亡から一定期間経過した日を指定しておくことや、相続人らの合意によることとしておくこと等が考えられます。

なお、信託契約において「受益権は委託者兼受益者の相続財産の遺産分割協議で決めた者が取得する」という趣旨の定めを置いていたとしても、受益権が相続され、準共有になること自体に影響を及ぼしません。相続人らが受益権の帰属を遺産分割協議で定めるとしても、これは信託とは無関係になされるものです。

終了に関する課題

報告は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

- (1) 中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28)相続(3)〔復刊版〕』(有斐閣, 2002年) 58頁〔泉久雄〕, 3頁〔加藤永一〕。
- (2) 冷水登紀代「成年後見人による財産処分と遺言」阪大法学66巻3＝4号(2016年) 729頁。
- (3) 赤沼康弘「成年後見人の権限と限界」判タ1406号(2015年) 10-12頁が, 上山泰『専門職後見人と身上監護〔初版〕』(民事法研究会, 2015年)を参考に場合分けしているのを, 参考にしつつ, アレンジした。
- (4) 於保不二雄＝中川淳編『新版注釈民法(25)〔改訂版〕』(有斐閣, 2004年) 406頁〔吉村朋代〕。
- (5) 道垣内弘人『信託法〔第2版〕』(有斐閣, 2022年) 443-444頁は, 「委託者が残余財産受益者または帰属権利者になっているときは, 信託法182条2項にいう「定めがない場合」には該当しないが, 委託者の死亡が信託の終了原因となっていたり, 委託者の死亡の後に信託が終了したりした場合には, 委託者の相続人が残余財産受益者または帰属権利者という地位を相続すると解される」とし, また, 同346頁にて, 「受益者が1人であり, 受益権が性質上, 譲渡不可である場合には, 受益者の死亡によって必然的に信託は終了するが, 受益者の相続人は, 被相続人が残余財産受益者権または帰属権利者として有していた権利を相続することになる(→443頁)」とする。

(金沢大学人間社会研究域法学系教授)